

○横浜市公園条例施行規則

昭和 33 年 3 月 31 日

規則第 11 号

注 昭和 61 年 4 月から改正経過を注記した。

横浜市公園条例施行規則をここに公布する。

横浜市公園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月 横浜市条例第 11 号。以下「条例」という。）実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定があるもののほか、この規則の定めるところによる。

(行為の許可申請手続)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項本文の規定により行為の許可を申請しようとする者は、公園内行為許可申請書（第 1 号様式）を、同条第 2 項本文の規定により許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園内行為許可事項変更許可申請書（第 2 号様式）を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をしようとする場合には、販売品目、販売価額、販売時間及び収支の概算等の計画を記載した書類
- (2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合には、募金趣意書及び募金計画書
- (3) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をしようとする場合には、撮影に従事する人員、撮影のため持ち込む物品及び機材、使用場所、現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類
- (4) 興行を行おうとする場合には、開催の回数、開催時間、収容人員、料金、収支概算、現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類
- (5) 競技会、展示会、展覧会、祭礼、写真コンテスト、撮影会その他の集会その他これらに類する催しのため公園を一時的に独占して使用しようとする場合には、使用場所、料金又は会費、参集人員、持ち込む物品及び機材、会合の運営管理に関する事項、現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類
- (6) 前各号以外の行為をしようとする場合には、市長の指示する書類
- (7) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前各号の添付書類の変更を必要とする場合には、当該変更にかかる書類

3 条例第 6 条第 2 項ただし書に規定する規則で定める市長の許可を受ける必要のない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更
- (2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに準ずる行為をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更

(3) 写真コンテスト、撮影会等の集会を行う場合において、その予定参集人員を減ずる変更

(4) 興行を行う場合において、その予定収容人員を減ずる変更
(供用期間等)

第2条の2 公園又はその一部の供用期間、休場日及び開場時間は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、供用期間若しくは開場時間を変更し、又は休場日に開場し、若しくは休場日以外の日に休場することができる。

3 市長(条例第28条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。以下次条、第5条第1項第5号及び第8条第2項において同じ。)は、公園又はその一部の供用に関して必要な事項を、当該公園又はその一部の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(平20規則76・追加)

(有料施設の使用手続)

第3条 次の各号に掲げる者は、公園有料施設使用許可申請書(第4号様式及び第4号様式の2)を市長に提出しなければならない。

(1) 新横浜公園の総合競技場及び補助競技場を貸切使用しようとする者

(2) 陸上競技場を貸切使用しようとする者

(3) 三ツ沢公園の球技場を使用しようとする者

(4) 体育館を貸切使用しようとする者

(5) 横浜公園の野球場を使用しようとする者

(6) 集会施設を使用しようとする者

(7) 今川公園の野球場、長浜公園及び長坂谷公園の球技場並びに運動広場を運動以外の目的で使用しようとする者

(8) 分区園を使用しようとする者

(9) 使用料又は利用料金を前納しないで有料施設を使用しようとする者

(10) 使用料又は利用料金の全部又は一部の免除を受けて有料施設を使用しようとする者

2 有料施設を使用しようとする者で、前項各号に掲げるもの以外のものは、口頭で使用の許可を市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請した者に有料施設の使用を許可したときは、施設使用者名簿に使用者の氏名、使用日時等の必要事項を記載し、又は使用料若しくは利用料金の納付を確認の上使用券を交付するものとする。

(昭61規則42・昭63規則48・平4規則74・平5規則26・平5規則103・平8規則110・平9規則39・平9規則68・平9規則122・平9規則77・平10規則38・平11規則32・平11規則73・平12規則78・平16規則13・平17規則13・平20規則76・一部改正)

(有料施設の収容人員)

第4条 有料施設の収容人員は、次のとおりとする。

- (1) 三ツ沢公園の陸上競技場 18,300人
- (2) 三ツ沢公園の球技場 15,000人
- (3) 三ツ沢公園の体育館 700人
- (4) 横浜公園の野球場 30,000人
- (5) 新横浜公園の総合競技場 72,300人
- (6) 俣野公園の野球場 3,000人

(平20規則76・全改)

(有料施設の使用の制限)

第5条 次の各号の一に該当する者に対しては、有料施設の使用を許可しない。

- (1) でい醉者
- (2) 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品もしくは動物を携帯する者
- (3) 使用者に不快感を与えるおそれのある者
- (4) 当該有料施設を使用することが、その者にとって危険であると認められる者
- (5) その他市長が当該有料施設の使用を不適切と認めた者

2 前項の規定は、貸切使用者の使用の目的に従って入場し、または参集する者について準用する。

(平11規則32・一部改正)

(公園施設の設置または管理の許可申請手続)

第6条 公園施設の設置もしくは管理の許可を受けようとする者または許可を受けた事項を変更しようとする者は、公園施設設置許可申請書(第7号様式)もしくは公園施設管理許可申請書(第8号様式)または公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の設置または管理の期間の変更の許可を受けようとする者は、許可期間終了の1月前までに公園施設設置(管理)期間更新許可申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(占用の許可申請手続)

第7条 公園の占用の許可を受けようとする者または許可を受けた事項を変更しようとする者は、公園占用許可申請書(第11号様式)または公園占用許可事項変更許可申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 公園の占用の期間の更新の許可を受けようとする者は、許可期間終了の15日前までに公園占用期間更新許可申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(保証人及び保証金)

第 8 条 条例第 12 条の保証人は、引き続き 1 年以上本市に居住している者でなければならない。

- 2 市長が保証人が適当でないと認めたとき、または保証人が前項の要件を欠いたときは、あらためて保証人を立てなければならない。
- 3 条例第 12 条の規定により保証金の納付または担保の提供を命ぜられた者は、その日から 7 日以内にこれを納付し、または提出しなければならない。

(届書の様式)

第 9 条 条例第 14 条及び条例第 20 条(これらの規定を条例第 24 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次の各号に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 条例第 14 条の規定により権利を承継した場合は、公園使用権承継届(第 14 号様式)
- (2) 条例第 20 条第 1 号に掲げる場合は、公園施設設置(占用)工事完了届(第 15 号様式)
- (3) 条例第 20 条第 2 号に掲げる場合は、公園施設設置(管理、占用)廃止届(第 16 号様式)
- (4) 条例第 20 条第 3 号に掲げる場合は、公園原状回復届(第 17 号様式)
- (5) 条例第 20 条第 4 号に掲げる場合は、公園受命工事完了届(第 18 号様式)

(平 16 規則 13・一部改正)

(指定管理者の公募)

第 9 条の 2 市長は、条例第 28 条の 2 第 2 項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平 16 規則 13・追加)

(指定申請書の提出等)

第 9 条の 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 18 号様式の 2)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第 28 条の 2 第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該公園又はその一部の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平 16 規則 13・追加、平 20 規則 61・一部改正)

(使用料)

第10条 公園を使用しようとする者が納付すべき使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(平9規則77・平10規則38・一部改正)

(株式会社横浜スタジアムが使用する場合の使用料)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、株式会社横浜スタジアムが横浜公園の野球場(付属設備を含む。)を使用する場合の使用料の年額は、横浜市が当該年度において支出する横浜公園の野球場に係る土地借受料及び光熱水費の合算額に相当する額とする。

(平16規則13・一部改正)

(三ツ沢公園の球技場を使用する場合の使用料)

第10条の3 条例第31条第1項第1号に規定する規則で定める割合は、20分の1とする。

2 条例第31条第1項第2号に規定する規則で定める額は、1時間につき3分の1点灯の場合には18,000円、3分の2点灯の場合には36,000円、全点灯の場合には54,000円として算出した額とする。ただし、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間の使用料は、15分までごとにつき3分の1点灯の場合には4,500円、3分の2点灯の場合には9,000円、全点灯の場合には13,500円として計算する。

3 条例第31条第2項第1号に規定する規則で定める額は、10,000円とする。

4 条例第31条第2項第2号に規定する規則で定める額は、24,000円とする。

(平5規則26・追加、平14規則54・平16規則13・一部改正)

(使用料の納付)

第11条 使用料は、前納とする。ただし、次の各号に掲げる使用料については、この限りでない。

(1) 使用期間が6月を超える場合の使用料

(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が使用する場合の使用料

(3) 株式会社横浜スタジアムが横浜公園の野球場を使用する場合の使用料

(4) アマチュア競技団体以外の団体で市長が指定したもの(以下「指定団体」という。)が三ツ沢公園の球技場並びに新横浜公園の総合競技場及び補助競技場を使用する場合の使用料

(5) 新横浜公園の総合競技場、補助競技場及び投げ練習場を使用する場合の使用料で、市長が特に後納の必要があると認めるもの

2 精算を必要とする使用料を納付すべき者は、その使用が終了した日から3日以内に公園有料施設使用料精算書(第19号様式)を添えて、これを納付しなければならない。

(昭 61 規則 42・平 5 規則 26・平 8 規則 27・平 9 規則 77・平 10 規則 38・平 16 規則 13・平 18 規則 53・一部改正)

(利用料金の後納)

第 11 条の 2 前条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定は、条例第 29 条の 2 第 3 項ただし書に規定する規則で定める場合について準用する。

(平 10 規則 38・追加、平 16 規則 13・一部改正)

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 16 条第 3 項に規定する規則で定める事由は次の各号に掲げるとおりとし、免除する使用料の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校の長が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは特別支援学校の高等部の児童若しくは生徒又は各種学校の小学校若しくは中学校に相当する課程に在学する者の正規の教課のために使用する場合 使用料の全額
- (2) 学校の長が高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の高等学校に相当する課程に在学する者又は大学の学生の正規の教課のために使用する場合 使用料の半額
- (3) 幼稚園の園長が幼稚園の教育課程のために使用する場合 使用料の全額
- (4) 小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(特別支援学校の中学校部を含む。)、高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)若しくは中等教育学校の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又は大学の学生の団体が使用する場合 使用料の半額
- (5) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する社会福祉事業のために使用する場合 使用料の全額
- (6) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は介護を要する 65 歳以上の者及びこれらの者の介護者が利用する場合(別表第 2 第 4 号に掲げる有料施設の使用料に限る。) 使用料の半額
- (7) 地域的な市民の組織がその組織に属する市民一般の利用に供するために使用する場合(別表第 2 第 4 号に掲げる有料施設の使用料を除く。) 使用料の全額

(8) 地域的な市民の組織がその組織に属する市民一般の利用に供するため使用する場合(別表第2第4号に掲げる有料施設の使用料に限る。)使用料の半額

(9) 地方公共団体が主催し、又は共催する行事又は事業である場合 使用料の全額

(10) 前各号のほか、市長が特に必要があると認める場合 その都度市長が定める額

2 条例第16条第3項の規定により使用料の減免を申請しようとする者は、使用を開始する日の7日前までに公園使用料減免申請書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(平10規則38・平11規則32・平12規則132・平13規則44・平16規則13・平17規則70・平19規則6・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条の2 条例第29条の2第4項に規定する規則で定める場合については、前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号の規定を準用する。この場合において、免除する利用料金の額は、同項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げるとおりとし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(平10規則38・追加、平11規則73・平16規則13・平21規則9・一部改正)

(使用料の返還)

第13条 条例第17条第1号から第3号までの規定により使用料の返還を受けようとする者は、公園使用料返還申請書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第13条の2 条例第17条第1号及び第3号の規定は、条例第29条の2第5項に規定する規則で定める場合について準用する。この場合において、返還する利用料金の額は、既納の利用料金の全額とする。

(平10規則38・追加)

(工作物等を保管した場合の公示及び返還手続)

第13条の3 条例第19条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、工作物等が放置されていた公園を管理する横浜市環境活動支援センター、公園緑地事務所又は土木事務所の掲示板とする。

2 条例第19条の3第2項の規則で定める様式による保管工作物等一覧簿は、第21号様式の2によるものとし、当該保管工作物等一覧簿を備え付ける規則で定める場所は、工作物等が放置されていた公園を管理する横浜市環境活動支援センター、公園緑地事務所又は土木事務所の窓口とする。

3 条例第19条の6の規則で定める様式による受領書は、第21号様式の3によるものとする。

(平 17 規則 13・追加、平 17 規則 70・平 18 規則 53・平 20 規則 40・一部改正)

(立入検査の証票)

第 14 条 条例第 23 条第 3 項の規定により、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする者は、立入検査員証(第 22 号様式)を携帯しなければならない。

(許可申請書等の様式)

第 15 条 この規則の規定による許可申請書、証票許可書及び届書その他の名称並びにその様式は、別表第 3 のとおり別記第 1 号様式から第 22 号様式までとする。

(平 9 規則 77・平 10 規則 38・一部改正)

(横浜公園の野球場に係る年間使用計画書の提出)

第 16 条 株式会社横浜スタジアムは、毎年 1 月 31 日までに使用目的、使用日時その他市長が指示する事項を記載した横浜公園の野球場の年間使用計画書を市長に提出しなければならない。

(平 16 規則 13・一部改正)

(三ツ沢公園の球技場に係る年間使用計画書の提出)

第 17 条 三ツ沢公園の球技場を使用しようとする指定団体は、毎年 12 月 20 日までに使用目的、使用日時その他市長が指示する事項を記載した三ツ沢公園の球技場の年間使用計画書を市長に提出しなければならない。

(平 5 規則 26・追加、平 9 規則 77・平 16 規則 13・一部改正)

(新横浜公園の総合競技場に係る年間使用計画書の提出)

第 18 条 新横浜公園の総合競技場を使用しようとする指定団体は、1 月又は 2 月の使用にあっては前々年の、3 月から 12 月までの使用にあっては前年のそれぞれ 11 月 20 日までに使用目的、使用日時その他指定管理者が指示する事項を記載した新横浜公園の総合競技場の年間使用計画書を指定管理者に提出しなければならない。

(平 9 規則 77・追加、平 16 規則 13・平 18 規則 53・一部改正)

(委任)

第 19 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

(昭 61 規則 42・追加、平 5 規則 26・旧第 17 条繰下、平 9 規則 77・旧第 18 条繰下、平 10 規則 38・旧第 19 条繰下、平 16 規則 13・旧第 19 条繰上)

付 則

- 1 この規則は、昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 横浜市公園使用条例施行規則(昭和 27 年 8 月横浜市規則第 59 号)は、廃止する。
- 3 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)施行の際から引き続き権原に基いて公園施設及び同法第 7 条各号に掲げる工作物その他の物件または施設以外の工作物その他の物件または施設を設けて公園を占用している者の納

付すべき使用料の額は、第 11 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

付 則(昭和 33 年 7 月規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 33 年 10 月規則第 50 号) 抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 34 年 3 月規則第 10 号)

1 この規則は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則施行後の期間にかかる使用料を前納している者は、昭和 34 年 4 月 30 日までに、改正前の規定による使用料の金額と改正後の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

付 則(昭和 34 年 7 月規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 35 年 4 月規則第 17 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則施行後の期間に係る使用料を前納している者は、当該使用日までに、改正前の規定による使用料の金額と改正後の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

付 則(昭和 35 年 4 月規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 36 年 4 月規則第 21 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則施行後の期間に係る使用料を前納している者は、当該使用日までに、この規則による改正前の規定による使用料の金額とこの規則による改正後の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

付 則(昭和 36 年 6 月規則第 44 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に従前の規定によってなした手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の相当規定によりなされた手續その他の行為とみなす。

付 則(昭和 37 年 10 月規則第 75 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 38 年 6 月規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 39 年 3 月規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 39 年 7 月規則第 105 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 40 年 3 月規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 41 年 4 月規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 41 年 5 月規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 42 年 7 月規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 43 年 6 月規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 44 年 6 月規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行し、施行日以後に公園施設の設置もしくは管理の許可を受け、または占用の許可を受けた公園の使用に係る使用料から適用する。

付 則(昭和 44 年 6 月規則第 65 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 44 年 10 月規則第 77 号)

この規則は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 2、別表第 2(2)有料施設の供用期間の表、別表第 3(1)公園施設を設け、または管理して公園を使用する者の納付すべき使用料の表並びに別表第 3(5)有料施設の使用料工庭球場及びソ運動広場の表に係る改正規定中本牧市民公園に係る改正部分は、昭和 44 年 9 月 13 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 10 月規則第 127 号)

この規則は、昭和 45 年 11 月 4 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 11 月規則第 131 号)

この規則は、昭和 45 年 11 月 12 日から施行する。

付 則(昭和 46 年 6 月規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 3 月規則第 37 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 6 月規則第 89 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 4 月規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 6 月規則第 95 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、菊名池公園プールに係る改正規定は、昭和 48 年 7 月 21 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 6 月規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月規則第 17 号)

この規則は、昭和 50 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 1 月規則第 9 号)

この規則は、昭和 51 年 1 月 18 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月規則第 40 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 に係る改正規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の使用に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 別表第 2 に係る改正規定の施行の際、公園の使用について既に使用料を前納している者は、この規則による改正前の横浜市公園条例施行規則による使用料の金額とこの規則による改正後の横浜市公園条例施行規則による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 52 年 7 月規則第 93 号)

この規則は、昭和 52 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月規則第 30 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 7 月規則第 66 号)

この規則は、昭和 53 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月規則第 19 号)

この規則は、昭和 54 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1(2)有料施設の供用期間の表中三ツ沢公園庭球場に係る改正規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月規則第 33 号)

この規則は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 8 月規則第 72 号)

この規則は、昭和 54 年 8 月 26 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 5 号工の表中三ツ沢公園庭球場及び野球場の個人用温湯シャワー及び更衣用ロッカーに係る改正規定は昭和 55 年 7 月 15 日から、岸根公園野球場の屋外照明設備に係る改正規定は昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第2の規定は、昭和55年4月1日以後の公園の使用に係る使用料から適用する。

(経過措置)

3 別表第2に係る改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により昭和55年4月1日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、旧規則の規定による使用料の金額と新規則の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和55年7月規則第69号)

この規則は、昭和55年7月10日から施行する。

附 則(昭和56年3月規則第14号)

この規則は、昭和56年3月20日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月規則第92号)

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定により施行日以後の使用に係る使用料を既に納付した者は、この規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定による使用料の金額とこの規則による改正後の横浜市公園条例施行規則の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和57年7月規則第94号)

この規則は、昭和57年7月10日から施行する。

附 則(昭和57年8月規則第101号)

この規則は、昭和57年8月14日から施行する。

附 則(昭和58年3月規則第38号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年8月規則第82号)

この規則は、昭和58年9月3日から施行する。

附 則(昭和59年5月規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年8月規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の(5)のエの表の改正規定は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則(昭和59年10月規則第116号)

この規則は、昭和59年10月27日から施行する。

附 則(昭和59年12月規則第127号)

この規則は、昭和60年1月5日から施行する。

附 則(昭和60年3月規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表及び別表第2第5号アの表の改正規定中大貫谷公園に係る部分は、昭和60年7月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の公園の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定により施行日以後の使用に係る使用料を既に納付した者は、この規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定による使用料の金額とこの規則による改正後の横浜市公園条例施行規則の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和61年4月規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例施行規則別表第1第2号の表備考の欄4の規定にかかわらず、昭和61年度に限り、同欄4中「4月1日」とあるのは、「4月6日」とする。

附 則(昭和61年6月規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年8月規則第90号)

この規則は、昭和61年9月2日から施行する。

附 則(昭和61年12月規則第126号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月規則第130号)

この規則は、昭和62年1月4日から施行する。

附 則(昭和62年3月規則第33号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年7月規則第93号)

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月規則第 48 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の(5)のアの表の改正規定中体育館に係る部分は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則別表第 2 の(5)のアの表の規定中体育館に係る部分は、昭和 63 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 3 月規則第 37 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 10 月規則第 92 号)

この規則は、平成元年 10 月 10 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月規則第 14 号)

この規則は、平成 2 年 3 月 23 日から施行する。ただし、新杉田公園に係る改正規定は、平成 2 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月規則第 16 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 9 月規則第 83 号)

この規則は、平成 2 年 10 月 10 日から施行する。ただし、別表第 2 の(5)のアの表の改正規定中綱島公園に係る部分は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 12 月規則第 97 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月規則第 8 号)

この規則は、平成 3 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 3 年 6 月規則第 50 号)

この規則中、和泉アカシア公園に係る改正規定は公布の日から、山崎公園に係る改正規定は平成 3 年 7 月 13 日から、富岡西公園に係る改正規定は平成 3 年 7 月 27 日から、上飯田西公園に係る改正規定は平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 10 月規則第 80 号)

この規則は、平成 3 年 10 月 10 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月規則第 104 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月規則第 42 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月規則第 64 号)

この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月規則第 74 号)

(施行期日)

- 1 この規則中、第 1 条の規定は平成 4 年 7 月 18 日から、第 2 条の規定は平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の横浜市公園条例施行規則の規定は、平成 4 年 9 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 3 月規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、第 11 条第 1 項に 1 号を加える改正規定、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に 1 条を加える改正規定、別表第 1 の(1)の表収容人員の欄の改正規定、別表第 1 の(3)の表備考の欄の改正規定、別表第 2 の(5)の工の表金額の欄の改正規定及び同表の備考 2 の改正規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第 10 条の 3、別表第 2 の(5)の工の表中三ツ沢公園球技場の屋外照明設備に係る部分及び同表の備考 2 の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの三ツ沢公園球技場の年間使用計画書については、新規則第 17 条の規定中「毎年 12 月 20 日」とあるのは「平成 5 年 4 月 15 日」とする。

附 則(平成 5 年 9 月規則第 103 号)

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月規則第 41 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 6 年 4 月規則第 42 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(平成 6 年 11 月規則第 109 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 7 年 6 月規則第 76 号)

この規則は、平成 7 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則別表第 2 の規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 11 月規則第 110 号)

この規則は、平成 9 年 5 月 22 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項中陶芸センター、イギリス館及び大倉山記念館に係る改正規定並びに別表第 1 第 3 号の表並びに別表第 2 第 4 号アの表及びエの表中イギリス館及び大倉山記念館に係る改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月規則第 39 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月規則第 68 号)

この規則は、平成 9 年 6 月 15 日から施行する。

附 則(平成 9 年 7 月規則第 77 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 9 年 12 月規則第 122 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 10 年 3 月規則第 38 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 号の表の改正規定中東保野中央公園に係る部分、別表第 2 第 4 号アの表の改正規定中東保野中央公園庭球場に係る部分及び別表第 2 第 4 号エの表の改正規定中東保野中央公園庭球場に係る部分は、平成 10 年 6 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成11年3月規則第32号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月規則第73号)

この規則は、平成11年7月20日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成12年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請する公園の使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年5月規則第112号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成12年9月規則第132号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月規則第44号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2第4号アの表の改正規定中中田中央公園に係る部分及び同号エの表の改正規定中中田中央公園野球場に係る部分は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成13年8月規則第89号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成13年12月規則第100号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月規則第46号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成14年6月規則第54号)

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行し、この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則別表第 2 の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成 16 年 3 月規則第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公園条例施行規則第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号、第 11 条の 2、第 12 条第 1 項第 3 号及び第 6 号並びに第 12 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料又は利用料金の納付又は減免について適用し、同日前の申請に係る使用料又は利用料金の納付又は減免については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 2 月規則第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公園条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 17 年 4 月規則第 70 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 53 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月規則第 70 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月規則第 10 号)

この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月規則第 40 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 号の表の改正規定は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 9 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の 2 の改正規定及び別表第 1 山手イタリア山庭園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月規則第 90 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 31 日から施行する。

別表第 1(第 2 条の 2 第 1 項)

(平 20 規則 76・全改、平 21 規則 9・平 21 規則 90・一部改正)

公園名	種別	供用期間	休場日	開場時間
みその公園	文化体験施設	1月から12月まで	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで(以下「年末年始期間」という。)並びに第3月曜日	午前9時30分から午後4時30分まで
馬場花木園	庭園	同	年末年始期間及び第3火曜日	午前9時から午後5時まで
入船公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	4月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
		1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
潮田公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	4月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の

				供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
白幡公園	こどもログハウス	1月から12月まで	年末年始期間、第2月曜日及び第4月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
平安公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
岸谷公園	プール	同	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
三ツ沢公園	陸上競技場	1月から12月まで	年末年始期間	午前 9 時から午後 9 時 まで
	補助陸上競技場	3月20日から 12月10日まで	—	午前 9 時から午後 5 時 まで
	野球場	3月第3土曜日 から12月第3日 曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	4月1日から11月30日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間

				午前 9 時から午後 5 時 まで
庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日		3月1日から12月27日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
球技場	同	年末年始期間		午前 9 時から午後 9 時 まで
体育館	同	同		同
馬術練習場	同	同		5月16日から8月15日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
神の木公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	同
入江町公園	プール	7月第2土曜日から9月第1日曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
神大寺中央公園	こどもログハウス	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
台町公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	5月16日から8月15日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の

				供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
白幡仲 町公園	子供用プ ール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
六角橋 公園	プール	同	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
岡野公 園	野球場	3月第3土曜日 から12月第3 日曜日まで	第1月曜日、第3月曜 日及び第5月曜日	5月16日から8月15 日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
	こどもログ ハウス	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
港の見え る丘公園	集会施設	同	年末年始期間及び第2 水曜日又は第4水曜日	午前 9 時から午後 10 時 まで
本牧市 民公園	庭球場	同	年末年始期間及び第3 月曜日	3月1日から12月27 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	運動広場	1月、2月及び3 月第3土曜日	年末年始期間、第1月 曜日、第3月曜日及び	4月1日から11月30 日まで

		から 12 月まで	第 5 月曜日	午前 9 時から午後 9 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	体験学習施設	1 月から 12 月まで	年末年始期間	午前 9 時から午後 5 時まで
横浜公園	野球場	同	同	午前 9 時から午後 9 時まで(職業野球については試合終了まで)
柏葉公園	こどもログハウス	同	年末年始期間及び第 2 月曜日	午前 9 時から午後 5 時まで
元町公園	プール	7 月第 2 土曜日から 9 月第 1 曜日まで	—	午前 9 時から午後 9 時まで
	弓道場	1 月から 12 月まで	年末年始期間	午前 9 時から午後 6 時まで
	集会施設	同	年末年始期間及び第 2 水曜日又は第 4 水曜日	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
山手イタリア山庭園	集会施設	同	同	同
山手公園	庭球場	同	年末年始期間及び第 3 月曜日	5 月 16 日から 8 月 15 日まで 午前 9 時から午後 7 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	陳列館	同	同	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
日ノ出川公園	庭球場	同	同	5 月 16 日から 8 月 15 日まで 午前 9 時から午後 7 時まで

				上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
清水ヶ丘 公園	庭球場	同	同	3月1日から12月27 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	運動広場	1月、2月及び3 月第3土曜日 から12月まで	年末年始期間、第1月 曜日、第3月曜日及び 第5月曜日	4月1日から11月30 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	体育館	1月から12月ま で	年末年始期間及び第1 月曜日	午前 9 時から午後 9 時 まで
	屋内プール	同	同	7月1日から8月31日 まで 午前 9 時から午後 8 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 10 時から午後 7 時 まで
弘明寺 公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
永田みな み台公 園	こどもログ ハウス	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで

中村公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前9時から午後6時 まで
	子供用プール	同	—	午前9時から午後4時 まで
日野中央公園	野球場	3月第3土曜日 から12月第3 日曜日まで	第1月曜日、第3月曜 日及び第5月曜日	4月1日から11月30 日まで 午前9時から午後9時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前9時から午後5時 まで
	庭球場	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	3月1日から12月27 日まで 午前9時から午後9時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前9時から午後5時 まで
港南台北公園	こどもログハウス	同	年末年始期間及び第3 火曜日	午前9時から午後5時 まで
野庭中央公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前9時から午後6時 まで
	子供用プール	同	—	午前9時から午後4時 まで
常盤公園	庭球場	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	5月16日から8月15 日まで 午前9時から午後7時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前9時から午後5時 まで
	運動広場	1月、2月及び3 月第3土曜日	年末年始期間、第1月 曜日、第3月曜日及び	同

		から 12 月まで	第 5 月曜日	
	弓道場	1月から12月まで	年末年始期間	5月 16 日から 8 月 15 日まで 午前 9 時から午後 6 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
川島町公園	こどもログハウス	同	年末年始期間及び第 3 火曜日	午前 9 時から午後 5 時まで
川辺公園	プール	7月第 2 土曜日から 9 月第 1 日曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時まで
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時まで
こども自然公園	野球場	3月第 3 土曜日から 12 月第 3 日曜日まで	第 1 月曜日、第 3 月曜日及び第 5 月曜日	4月 1 日から 11 月 30 日まで 午前 9 時から午後 9 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	自然体験施設	1月から12月まで	—	日の出から日没まで
今川公園	野球場	3月第 3 土曜日から 12 月第 3 日曜日まで	第 1 月曜日、第 3 月曜日及び第 5 月曜日	4月 1 日から 11 月 30 日まで 午前 9 時から午後 9 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第 3 月曜日	3月 1 日から 12 月 27 日まで 午前 9 時から午後 9 時まで

				上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
南本宿 公園	分区園	1月から12月ま で(使用期間に 係る始期は4月 1日とし、終期 は翌年3月31 日とする。)	—	日の出から日没まで
大貫谷 公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
上白根 大池公 園	こどもログ ハウス	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	午前 10 時から午後 5 時 まで
鶴ヶ峰本 町公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
根岸なつ かし公園	文化体験 施設	1月から12月ま で	年末年始期間及び第2 火曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
岡村公 園	野球場	3月第3土曜日 から12月第3 日曜日まで	第1月曜日、第3月曜 日及び第5月曜日	4月1日から11月30 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	庭球場	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	5月16日から8月15 日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで

				上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
新杉田 公園	野球場	3月第3土曜日 から12月第3 日曜日まで	第1月曜日、第3月曜 日及び第5月曜日	4月1日から11月30 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	庭球場	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	3月1日から12月27 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
洋光台 南公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
洋光台 駅前公 園	こどもログ ハウス	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
芦名橋 公園	子供用プ ール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
磯子腰 越公園	プール	同	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
森町公 園	プール	同	—	午前 9 時から午後 6 時 まで

	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時まで
長浜野口記念公園	集会施設	1月から12月まで	年末年始期間	午前 9 時から午後 10 時まで
長浜公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	4月1日から11月30日まで 午前 9 時から午後 9 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
		1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前 9 時から午後 9 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	球技場	同	年末年始期間及び月曜日	5月16日から8月15日まで 午前 9 時から午後 7 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
富岡総合公園	弓道場	同	年末年始期間	5月16日から8月15日まで 午前 9 時から午後 6 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
野島公	野球場	3月第3土曜日	第1月曜日、第3月曜	5月16日から8月15

園		から 12 月第 3 日曜日まで	日及び第 5 月曜日	日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	教養施設	1 月から 12 月ま で	年末年始期間、第 1 月 曜日及び第 3 月曜日	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
富岡西 公園	野球場	3 月第 3 土曜日 から 12 月第 3 日曜日まで	第 1 月曜日、第 3 月曜 日及び第 5 月曜日	5 月 16 日から 8 月 15 日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	庭球場	1 月から 12 月ま で	年末年始期間及び第 3 月曜日	3 月 1 日から 12 月 27 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
富岡八 幡公園	プール	7 月第 2 土曜日 から 9 月第 1 日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
	こどもログ ハウス	1 月から 12 月ま で	年末年始期間及び第 3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
岸根公 園	野球場	3 月第 3 土曜日 から 12 月第 3 日曜日まで	第 1 月曜日、第 3 月曜 日及び第 5 月曜日	4 月 1 日から 11 月 30 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間

				午前 9 時から午後 5 時 まで
新横浜 公園	総合競技 場	1月から12月ま で	年末年始期間及び火曜 日(その日が休日に当た るときを除く。)	午前 9 時から午後 9 時 まで
	補助競技 場	同	同	午前 9 時から午後 5 時 まで
	野球場	3月第3土曜日 から12月第3 日曜日まで	第1月曜日、第3月曜 日及び第5月曜日	5月16日から8月15 日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	庭球場	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	3月1日から12月27 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	運動広場	1月、2月及び3 月第3土曜日 から12月まで	年末年始期間、第1月 曜日、第3月曜日及び 第5月曜日	5月16日から8月15 日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	投げき練習 場	1月から12月ま で	年末年始期間及び月曜 日	同
	屋内プール	同	年末年始期間及び第3 火曜日(7月及び8月の 第3火曜日を除き、7月 及び8月以外の月の第 3火曜日が休日に当た	午前 9 時から午後 9 時 まで(日曜日及び休日に ついては午後 5 時まで)

			るときは第 4 火曜日とする。)	
大倉山公園	集会施設	同	年末年始期間	午前 9 時から午後 10 時まで
菊名池公園	プール	7月第 2 土曜日から 9 月第 1 日曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時まで
綱島公園	プール	同	—	同
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時まで
	こどもログハウス	1月から 12 月まで	年末年始期間及び第 3 月曜日	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
長坂谷公園	野球場	3月第 3 土曜日から 12 月第 3 日曜日まで	第 1 月曜日、第 3 月曜日及び第 5 月曜日	5 月 16 日から 8 月 15 日まで 午前 9 時から午後 7 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	庭球場	1月から 12 月まで	年末年始期間及び第 3 月曜日	同
	球技場	同	年末年始期間及び月曜日	同
霧が丘公園	こどもログハウス	同	年末年始期間及び第 3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時まで
谷本公園	球技場	同	年末年始期間及び月曜日	4 月 1 日から 11 月 30 日まで 午前 9 時から午後 9 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
美しが丘公園	こどもログハウス	同	年末年始期間及び第 3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時まで
千草台	プール	7月第 2 土曜日	—	午前 9 時から午後 6 時

公園		から 9 月 第 1 日 曜日まで		まで
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
若草台 第二公 園	分区園	1月から12月ま で(使用期間に 係る始期は4月 1日とし、終期 は翌年3月31 日とする。)	—	日の出から日没まで
大塚・歳 勝土遺 跡公園	文化体験 施設	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
都筑中 央公園	自然体験 施設	同	—	日の出から日没まで
鴨池公 園	こどもログ ハウス	同	年末年始期間及び第3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
せせらぎ 公園	文化体験 施設	同	年末年始期間及び第1 木曜日	同
茅ヶ崎公 園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	自然体験 施設	1月から12月ま で	年末年始期間及び月曜 日から金曜日まで	午前 9 時から午後 4 時 まで
都田公 園	庭球場	同	年末年始期間及び第3 月曜日	5月16日から8月15 日まで 午前 9 時から午後 7 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	運動広場	1月、2月及び3 月第3土曜日 から12月まで	年末年始期間、第1月 曜日、第3月曜日及び 第5月曜日	同
山崎公 園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日	—	午前 9 時から午後 6 時 まで

		曜日まで		
	子供用プール	同	—	午前 9 時から午後 4 時まで
舞岡公園	自然体験施設	1月から12月まで	—	日の出から日没まで
小雀公園	庭球場	同	年末年始期間及び第3月曜日	5月16日から8月15日まで 午前 9 時から午後 7 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	運動広場	1月、2月及び3月第3土曜日から12月まで	年末年始期間、第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	同
俣野公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	4月1日から11月30日まで 午前 9 時から午後 9 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
東俣野中央公園	庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	5月16日から8月15日まで 午前 9 時から午後 7 時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前 9 時から午後 5 時まで
	運動広場	1月、2月及び3月第3土曜日から12月まで	年末年始期間、第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	同
踊場公園	こどもログハウス	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	午前 9 時から午後 5 時まで

大坂下公園	プール	7月第2土曜日から9月第1日曜日まで	—	午前9時から午後6時まで
	子供用プール	同	—	午前9時から午後4時まで
金井公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	4月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
	庭球場	1月から12月まで	年末年始期間及び第3月曜日	3月1日から12月27日まで 午前9時から午後9時まで 上記供用期間以外の供用期間 午前9時から午後5時まで
本郷ふじやま公園	弓道場	同	年末年始期間	午前9時から午後6時まで
	文化体験施設	同	年末年始期間及び第1水曜日	午前9時から午後5時まで
桂山公園	こどもログハウス	同	年末年始期間及び第3月曜日	同
しらゆり公園	プール	7月第2土曜日から9月第1日曜日まで	—	午前9時から午後6時まで
	子供用プール	同	—	午前9時から午後4時まで
天王森泉公園	文化体験施設	1月から12月まで	年末年始期間及び第4火曜日	午前9時から午後5時まで
中田中央公園	野球場	3月第3土曜日から12月第3日曜日まで	第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日	5月16日から8月15日まで 午前9時から午後7時

				まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
いずみ台 公園	こどもログ ハウス	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
和泉アカ シア公園	分区園	1月から12月ま で(使用期間に 係る始期は4月 1日とし、終期 は翌年3月31 日とする。)	—	日の出から日没まで
上飯田 西公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前 9 時から午後 6 時 まで
	子供用プ ール	同	—	午前 9 時から午後 4 時 まで
瀬谷本 郷公園	野球場	3月第3土曜日 から12月第3 日曜日まで	第1月曜日、第3月曜 日及び第5月曜日	4月1日から11月30 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
	庭球場	1月から12月ま で	年末年始期間及び第3 月曜日	3月1日から12月27 日まで 午前 9 時から午後 9 時 まで 上記供用期間以外の 供用期間 午前 9 時から午後 5 時 まで
瀬谷中 央公園	こどもログ ハウス	同	年末年始期間及び第2 月曜日	午前 9 時から午後 5 時 まで
長屋門 公園	文化体験 施設	同	年末年始期間及び第2 金曜日	同

宮沢町 第二公園	プール	7月第2土曜日 から9月第1日 曜日まで	—	午前9時から午後6時 まで
	子供用プール	同	—	午前9時から午後4時 まで

(備考)

- 1 この表及び備考において「休日」とは、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。)をいう。
- 2 休場日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日を休場日とする。ただし、新横浜公園の総合競技場、補助競技場及び屋内プールの休場日が休日に当たるときは、この限りでない。
- 3 野球場(横浜公園の野球場を除く。)及び運動広場については、第2月曜日及び第4月曜日に限り、午前9時から午後1時までの間は開場しない。
- 4 庭球場については、第1月曜日及び第5月曜日に限り、午前9時から午後1時までの間は開場しない。
- 5 横浜公園の野球場の附属設備である会議室の開場時間については、単独で使用する場合に限り、午前9時から午後5時までとする。

別表第2(第10条)

(昭61規則42・昭61規則63・昭61規則90・昭61規則130・昭62規則33・昭62規則93・昭63規則48・平元規則37・平元規則92・平2規則14・平2規則83・平3規則8・平3規則50・平3規則80・平4規則42・平4規則64・平4規則74・平5規則26・平5規則103・平6規則42・平6規則109・平7規則76・平8規則27・平8規則110・平9規則39・平9規則68・平9規則77・平10規則38・平11規則32・平12規則78・平12規則112・平13規則44・平13規則89・平14規則46・平14規則54・平16規則13・平18規則53・平19規則6・平20規則10・一部改正)

(1) 公園施設を設け、又は管理して公園を使用する者の納付すべき使用料

公園の属する区域	単位	土地を使用する場合の使用料		工作物その他の物件又は施設を使用する場合の使用料	
		公園施設を設ける場合	公園施設を管理する場合	公園施設を設ける場合	公園施設を管理する場合
西区及び中区	1平方メートル1箇月につき	236円	472円	744円	工作物その他の物件又は施設が鉄筋コンクリートその他これに類する構造物であるとき。1,820円(山下公園の売店及び飲食店
鶴見区、神奈川区、南区、港南区、港北区及び青葉区		160円	321円		
上記以外の区域		120円	240円		

				その他これらに類するものを管理する場合にあっては、4,040 円とする。) 工作物その他の物件又は施設が前号に記載する構造以外の構造物であるとき。 1,520 円
--	--	--	--	---

(2) 条例第6条第1項各号に掲げる行為をして公園を使用する者の納付すべき使用料

ア 使用料の基本額

行為の種類	単位	金額
業として行う広告写真の撮影	1日につき	6,300 円
業として行う物品の販売その他これに類する行為	1件 1箇月につき	6,300 円
	1日につき	1,200 円
業として行う映画の撮影又は興行その他これらに類する行為	1日につき	12,400 円
競技会その他これに類する行為	1件 1時間につき	1,300 円
展示会、祭礼その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	10 円
演説会、講演会その他これらに類する集会	1件 1日につき	3,900 円
駐車	1台 1時間につき	400 円
その他の行為	キャンプ (キャンプファイヤーを除く。)	1件 1日につき
	その他	1件 1日につき
		3,900 円

イ 使用者が公園の放送設備を使用する場合は、アに定める使用料に1件1日につき2,300円を加算する。

(3) 有料施設の使用料以外の使用料の端数計算

ア 前2号の使用料を算出する場合において、使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートル未満のとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数面積を1平方メートルとして計算する。

イ 前2号の使用料を算出する場合において、使用料の額を算出する基礎となる期間が1箇月未満のとき、又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、その期間又は端数期間は、1箇月を30日とみなして日割をもって計算する。

(4) 有料施設の使用料

ア 使用料の基本額

種別	貸切使用料	個人使用料
陸上競技場	1時間につき 午前 4,300円 午後 4,400円	1回につき 一般 200円 学生、生徒及び児童 100円 グループ(20人までごとに) 1,000円
補助陸上競技場	1時間につき 1,600円	1回につき 一般 100円 学生、生徒及び児童 50円 グループ(20人までごとに) 500円
野球場	横浜公園 1時間につき 学生、生徒及び児童が使用する場合 4,500円 社会人が使用する場合 昼間(午前9時から午後5時まで) 14,000円 夜間(午後5時から午後9時まで) 28,000円	
	その他の公園 1時間につき 1,300円	
球技場	三ツ沢公園 1試合につき 21,000円	
庭球場	1面1時間につき 1,100円	
馬術練習場	午前 1,300円 午後 2,200円	1回につき 200円
運動広場	運動するために使用する場合 1時間につき 1,300円 その他の場合 午前 6,600円 午後 10,500円	

備考 三ツ沢公園の球技場の貸切使用料を算出する単位の「1試合」は、2時間以内とする。

イ 規定時間外に使用する場合の施設の使用料の額は、アに定める当該施設の使用料の10分の15の額とする。

ウ 貸切使用者が会合者から入場料その他これに類する対価を徴収する場合の施設の使用料の額は、次の表に定める額とする。

区分	金額		
	会合者の数		
	1,000人以下 4,000人以下	1,001人以上	4,001人以上
横浜公園の野球場	社会人が使用する場合	40,000円	80,000円
	学生、生徒及び児童が使用する場合	20,000円	40,000円
三ツ沢公園の陸上競技場及び球技場	社会人が使用する場合	30,000円	58,000円
	学生、生徒及び児童が使用する場合	14,000円	30,000円
その他の有料施設	アに定める施設の使用料に相当する額。ただし、施設を規定時間外に使用する場合は、イに定める施設の使用料に相当する額		

エ 使用者が施設の付属設備を使用する場合の当該付属設備の使用料の額は、次の表に定める額とする。

附属施設の種別			単位	金額
競技用器具			30点以上	5,300円
			30点未満	市長が別に定める額
場内放送設備	横浜公園	野球場	1回(2時間以内)	4,000円
		球技場		3,800円
	三ツ沢公園	陸上競技場	1回(4時間以内)	4,500円
		補助陸上競技場及び庭球場		2,300円
浴室(温湯シャワーを含む。)			1室1回(1時間以内)	6,000円
団体用温湯シャワー	横浜公園	野球場	1回(1時間以内)	2,500円
		陸上競技場及び補助陸	1回	3,000円
		女性用		2,000円

		上競技場用		
		球技場	1回(1時間以内)	3,500円
個人用温湯シャワー			1回	100円
ロッカールーム			1室1回(2時間30分以内)	3,000円
更衣用ロッカ 一	三ツ沢公園	陸上競技場及び補助 陸上競技場	1回	50円
		その他の有料施設		100円
屋外照明設 備	横浜公園	野球場	1時間につき	70,000円
	野球場(横浜公園の野球場を除く。) 及び運動広場		30分につき	2,650円
	三ツ沢公園	陸上競技場	1 時 間 に つ き	3分の1点灯の場合 12,000円
				3分の2点灯の場合 24,000円
				全点灯の場合 36,000円
		球技場		3分の1点灯の場合 18,000円
				3分の2点灯の場合 36,000円
				全点灯の場合 54,000円
	庭球場		1面30分につき	250円
スコアボード	横浜公園	野球場	1 回 (2 時 間 以 内)	得点と判定の 表示の場合 4,000円
				上記に選手名 の表示を加え た場合 6,000円
				全部を使用す る場合 7,000円
	三ツ沢公園	陸上競技場	1 回	メインスコアボ ード 2,400円
				ゴールタイマー 1,000円
				フィールド電光 掲示板 1,000円

大型映像装置	三ツ沢公園	球技場	1時間につき	文字のみを表示する場合	3,200円
				映像を表示する場合	6,400円
会議室	横浜公園	野球場	午前(午前9時から 午後1時まで)	1,500円	
会議室	三ツ沢公園	球技場	午後(午後1時から 午後5時まで)	1,500円	
			夜間(午後5時から 午後9時まで)	1,500円	
屋内練習場			1号会議室 2号会議室 3号会議室 4号会議室 5号会議室	350円 750円 750円 500円 350円	
			社会人が使用する場合	3,000円	

備考

- 屋外照明設備(横浜公園の野球場並びに三ツ沢公園の陸上競技場及び球技場を除く。)の点灯開始時刻は、4月1日から5月15日まで及び8月16日から9月30日までは午後6時、5月16日から8月15日までは午後7時、10月1日から11月30日までは午後5時とする。ただし、気象状況の変化等により必要と認めたときは、点灯開始時刻を変更することができる。
- 庭球場の屋外照明設備の点灯開始時刻は、1に掲げる場合のほか、3月1日から3月31日までは午後5時、12月1日から12月27日までは午後4時30分とする。ただし、気象状況の変化等により必要と認めたときは、点灯開始時刻を変更することができる。
- 横浜公園の野球場並びに三ツ沢公園の陸上競技場及び球技場の屋外照明設備の使用料を算出する場合において、使用料の額を算出する基礎となる使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端

数があるときは、その時間又は端数時間の使用料は、15分までごとにつき横浜公園の野球場においては17,500円、三ツ沢公園の陸上競技場においては3分の1点灯の場合には3,000円、3分の2点灯の場合には6,000円、全点灯の場合には9,000円、三ツ沢公園の球技場においては3分の1点灯の場合には4,500円、3分の2点灯の場合には9,000円、全点灯の場合には13,500円として計算する。

- 4 三ツ沢公園の球技場の大型映像装置の使用料を算出する場合において、使用料の額を算出する基礎となる使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間の使用料は、15分までごとにつき文字のみを表示する場合においては800円、映像を表示する場合においては1,600円として計算する。

才 使用者が施設を使用する場合において、イ、ウ又はエに定める場合に該当するときの当該施設の使用料の額は、アに定める施設の使用料の額に、イ、ウ又はエに定める当該施設又は付属設備の使用料の額を加えた額とする。ただし、使用者が施設を規定時間外のみ使用する場合で、ウ又はエに定める場合に該当するときの当該施設の使用料の額は、イに定める施設の使用料の額に、ウ又はエに定める当該施設又は付属設備の使用料の額を加えた額とする。

別表第3(第15条)

(昭63規則48・平2規則14・平5規則26、平9規則77・旧別表第3繰下・一部改正、平9規則122・一部改正、平10規則38・旧別表第4繰上・一部改正、平16規則13・平17規則13・平18規則53・一部改正)

様式番号	名称	条項
第1号様式	公園內行為許可申請書	第2条第1項
第2号様式	公園內行為許可事項変更許可申請書	第2条第1項
第3号様式	削除	
第4号様式	公園有料施設使用許可申請書	第3条第1項
第4号様式の2	公園有料施設使用許可申請書(集会施設用)	第3条第1項
第5号様式	削除	
第6号様式	削除	
第7号様式	公園施設設置許可申請書	第6条第1項
第8号様式	公園施設管理許可申請書	第6条第1項
第9号様式	公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書	第6条第1項
第10号様式	公園施設設置(管理)期間更新許可申請書	第6条第2項
第11号様式	公園占用許可申請書	第7条第1項

<u>第 12 号 様式</u>	公園占用許可事項変更許可申請書	<u>第 7 条第 1 項</u>
<u>第 13 号 様式</u>	公園占用期間更新許可申請書	<u>第 7 条第 2 項</u>
<u>第 14 号 様式</u>	公園使用権承継届	<u>第 9 条第 1 号</u>
<u>第 15 号 様式</u>	公園施設設置(占用)工事完了届	<u>第 9 条第 2 号</u>
<u>第 16 号 様式</u>	公園施設設置(管理、占用)廃止届	<u>第 9 条第 3 号</u>
<u>第 17 号 様式</u>	公園原状回復届	<u>第 9 条第 4 号</u>
<u>第 18 号 様式</u>	公園受命工事完了届	<u>第 9 条第 5 号</u>
<u>第 18 号 様式の 2</u>	指定申請書	<u>第 9 条の 3 第 1 項</u>
<u>第 19 号 様式</u>	公園有料施設使用料精算書	<u>第 11 条第 2 項</u>
<u>第 20 号 様式</u>	公園使用料減免申請書	<u>第 12 条第 2 項</u>
<u>第 21 号 様式</u>	公園使用料返還申請書	<u>第 13 条</u>
<u>第 21 号 様式の 2</u>	保管工作物等一覧簿	<u>第 13 条の 3 第 2 項</u>
<u>第 21 号 様式の 3</u>	工作物等返還受領書	<u>第 13 条の 3 第 3 項</u>
<u>第 22 号 様式</u>	立入検査員証	<u>第 14 条</u>

第 1 号 様式(第 2 条第 1 項)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園內行為許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次の行為をしたいので、申請します。

公園名	区公園
行為の内容	
使用の範囲又は面積	
使用日時	年月日 時から 年月日 時まで
その他必要な事項	

(A4)

第2号様式(第2条第1項)

(平6規則41・全改、平9規則122・一部改正)

公園内行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園内行為許可事項の変更をしたいので、申請します。

公園名	区	公園	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年	月	日
	横浜市	指令第	号
既に受けた許可行為の内容			
変更する事項			
変更の理由			
その他必要な事項			

(A4)

第3号様式 削除

第4号様式(第3条第1項)

(平6規則41・全改、平9規則122・平17規則13・一部改正)

公園有料施設使用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり有料施設を使用したいので、申請します。

公園名	区公園
使用する有料施設名	
使用の範囲 (附帯設備の使用等)	
使用目的	
使用日時	年月日 時から 年月日 時まで
入場料等の徴収の有無	徴収します (金額 円)。 徴収しません。
その他必要な事項	

(A4)

第4号様式の2(第3条第1項)

(平9規則122・追加、平17規則13・一部改正)

公園有料施設使用許可申請書

年月日

(申請先)

住所

氏名・団体名

代表者 氏名

電話

連絡者 氏名

電話

横浜市 の施設及び附帯設備を使用したいので、次の
とおり申請します。

行事名			
使用目的			
使用日時	使用施設	施設使用料	
施設使用料合計			
使用形態	開場時間	開演時間	終了時間
附帯設備名		単価	延べ数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
附帯設備使用料合計			

入場料の徴収の有無		無料・有料(円)			
納付済使用料 (本日分含む。)	施設使用料		本日領收額	施設使用料	
	附帯設備使用料			附帯設備使用料	
	合計			合計	
備考					

(A4)

第5号様式及び第6号様式 削除

(平10規則38)

第7号様式(第6条第1項)

(平6規則41・全改、平9規則122・一部改正)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園施設を設置したいので、申請します。

公園名	区公園	
設置しようとする公園施設		
設置の目的		
設置の場所	(添付図面のとおり)	
設置の期間	年月日から	年月日まで
公園施設の設置による公園使用面積	m ²	
公園施設の構造数量及び規模	(詳細別添)	
工事の実施方法	・ 直営	(請負の場合は、業者名・連絡先)
	・ 請負	
経費の調達計画		
工事の時期	着手	年月日
	完了	年月日
公園施設の管理办法		
業を営む場合の経営方法・収支見込		
公園の復旧方法		
その他必要な事項		

(A4)

第8号様式(第6条第1項)

(平6規則41・全改、平9規則122・一部改正)

公園施設管理許可申請書

年月日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園施設を管理したいので、申請します。

公園名	区公園
管理しようとする公園施設	
管理の目的	
管理の期間	年月日から 年月日まで
公園施設の管理による公園使用面積	m ²
公園施設の管理办法	
業を営む場合の経営方法・収支見込	
公園の復旧方法	
その他必要な事項	

(A4)

第9号様式(第6条第1項)

(平6規則41・全改、平9規則122・一部改正)

公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書

年　月　日

(申請先)

横浜市長

申請者　住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話　(　　)

次のとおり公園施設設置(管理)許可事項を変更したいので、申請します。

公園名	区　　公園		
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年　月　日		
	横浜市	指令第	号
既に受けた許可事項の概要	設置(管理)している公園施設		
	公園使用面積	m ²	
	許可期間	年　月　日から　年　月　日まで	
変更する事項			
変更する理由			

その他必要な事項

(A4)

第 10 号様式(第 6 条第 2 項)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園施設設置(管理)期間更新許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園施設設置(管理)の許可期間を更新したいので、申請します。

公園名	区公園	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日	
	横浜市 指令第 号	
既に受けた許可事	設置(管理)している	

項目の概要	公園施設	
	公園使用面積	m ²
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新する期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
その他必要な事項		

(A4)

第 11 号様式(第 7 条第 1 項)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園占用許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園を占用したいので、申請します。

公園名	区公園		
占用物件又は施設の構造			
占用の目的			
占用の期間	年月日から 年月日まで		
占用の場所及び面積	(添付図面のとおり) m ²		
占用工作物等の管理方法			
工事の実施方法	・直営	(請負の場合は、業者名・連絡先)	
	・請負		
	経費の調達計画		
公園の復旧方法			
その他必要な事項			

(A4)

第12号様式(第7条第1項)

(平6規則41・全改、平9規則122・一部改正)

公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園占用許可事項を変更したいので、申請します。

公園名	区 公園	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日	
	横浜市 指令第 号	
既に受けた許可事項の概要	占用物件又は施設	
	占用面積	m ²
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更する事項		
変更する理由		
その他必要な事項		

(A4)

第13号様式(第7条第2項)

(平6規則41・全改、平9規則122・一部改正)

公園占用期間更新許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園の占用の許可期間を更新したいので、申請します。

公園名	区公園		
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年月日		
	横浜市 指令第 号		
占用許可を更新する占用物件又は施設			
既に受けた許可事項の概要	占用物件又は施設		
	占用面積	m ²	
	許可期間	年月日から 年月日まで	
更新する期間	年月日から 年月日まで		
その他必要な事項			

(A4)

第14号様式(第9条第1号)

(平6規則41・全改、平9規則122・一部改正)

公園使用権承継届

年　月　日

(届出先)

横浜市長

承継者　住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

職業

(法人の場合は、営業種目)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり権利を承継しました。

公園名	区　　公園				
既に受けた許可の年月日、指令番号及び許可期間	年　月　日				
	横浜市　　指令第　　号				
	年　月　日から　年　月　日まで				
承継した権利の内容	設置許可　　管理許可　　占用許可				
承継前の権利者	住所				
	氏名	(法人の場合は、名称・代表者の氏名)			
承継年月日	年　月　日				
承継理由					

その他必要な事項	
----------	--

(A4)

第 15 号様式(第 9 条第 2 号)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園施設設置(占用)工事完了届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園施設設置(占用)工事を完了しました。

公園名	区公園	
許可の年月日及び 指令番号	年月日	
	横浜市	指令第号
公園施設又は占用 物件若しくは施設		
工事の時期	着手	年月日

	完了	年　月　日
その他必要な事項		

(A4)

第 16 号様式(第 9 条第 3 号)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園施設設置(管理、占用)廃止届

年　月　日

(届出先)

横浜市長

届出者　住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園施設の設置(管理、占用)を廃止しました。

公園名	区	公園
管理を廃止する公園 施設又は占用を廃止 する物件若しくは施 設		
既に受けた許可の年 月日、指令番号及び 許可期間	年　月　日	
	横浜市	指令第　　号

	年　　月　　日から	年　　月　　日まで
廃止の理由		
廃止の年月日	年　　月　　日	
原状回復の方法		
その他必要な事項		

(A4)

第 17 号様式(第 9 条第 4 号)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園原状回復届

年　　月　　日

(届出先)

横浜市長

届出者　住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話　　(　　)

次のとおり公園を原状に回復しました。

公園名	区　　　　　公園
許可の年月日及び指	年　　月　　日

令番号	横浜市 指令第 号		
許可の種類	設置許可	管理許可	占用許可
原状回復の理由			
原状回復工事実施業者	住所		
	氏名	(法人の場合は、名称・代表者の氏名)	
工事の時期	着手	年	月
	完了	年	月
その他必要な事項			

(A4)

第 18 号様式(第 9 条第 5 号)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園受命工事完了届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり 年 月 日 横浜市 指令第 号により命ぜられた工事を完了しました。

公園名	区公園		
完了した工事の内容			
工事の時期	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
その他必要な事項			

(A4)

第 18 号様式の 2(第 9 条の 3 第 1 項)
(平 16 規則 13・追加、平 20 規則 61・一部改正)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者 氏名

次の公園又はその一部の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市

公園

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該公園又はその一部の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

第 19 号様式(第 11 条第 2 項)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園有料施設使用料精算書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり有料施設の使用に伴う使用料を精算します。

公園名	区公園		
使用した有料施設名			
使用日時	年月日 時から		
	年月日 時まで		
使用料の精算額	既定使用料	今回精算使用料	合計
	円	円	円
今回精算額の算出基礎			
備考	精算額の算出基礎を証する資料は、別添のとおりです。 (添付書類 枚)		

(A4)

第 20 号様式(第 12 条第 2 項)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・平 10 規則 38・一部改正)

公園使用料減免申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園使用料の減免を申請します。

公園名	区	公園
使用日時	年 月 日	時から
	年 月 日	時まで
使用目的		
減免を申請する理由		
減免の金額	円	
備考		

(A4)

第 21 号様式(第 13 条)

(平 6 規則 41・全改、平 9 規則 122・一部改正)

公園使用料返還申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ()

次のとおり公園使用料の返還を申請します。

公園名	区	公園
許可の年月日及び指 令番号	年	月 日
	横浜市	指令第 号
許可の内容		
返還の理由		
返還金額及び算出 基礎		

(A4)

第 21 号様式の 2(第 13 条の 3 第 2 項)

(平 17 規則 13 · 追加)

(A4)

第 21 号様式の 3(第 13 条の 3 第 3 項)

(平 17 規則 13 · 追加)

工作物等返還受領書

年 月 日

(提出先)

住所

返還を受けた者 氏名

(法人の場合は名称、代表者の氏名)

次のとおり、工作物等又は都市公園法第27条第6項(同法第33条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により売却した代金の返還を受けました。

返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた 工作物 等	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
現金の返還を受けた場合の金額	
備考	

(A4)

第22号様式(第14条)

(平6規則41・一部改正)

(表)

立入検査員証

職氏名

上記の者は、公園内の占用物件又は公園施設もしくは使用場所に立ち入り、検査等の事務に従事する職員です。

年　　月　　日

横浜市長

印

(有効期限　　年　　月　　日)

(A7)

(裏)

横浜市公園条例ぬきがき

(立入検査)

第23条 市長またはその命じた者もしくはその委任を受けた者は、公園の管理上必要がある場合においては、その必要限度において、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入り、調査し、検査し、または関係人に質問することができる。

2 前項の規定により、市長の許可を受けて占有している占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入の際、あらかじめその旨をその占有物件等の占有者に告げなければならない。

3 第1項の規定により、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする者は、規則で定めるその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

[備考] 用紙は、厚質白紙